

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者 小 林 時 夫

賛成者 遠 藤 吉 正

〃 矢 吹 哲 哉

〃 小 島 雄 一

〃 渡 部 勇 一

〃 田 中 雅 人

〃 佐 原 正 秀

議会案第 5 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割に達している非正規労働者の所得の向上に直結し、内需拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り、持続可能な経済の好循環に結びつけるためには最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠である。

また、来年4月に予定されている消費税率の引き上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要なこととなる。

現在の福島県最低賃金は、時間額で705円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額とは大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの8年間全国水準で31位と低位であり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関並びに福島労働局長に対し、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項について強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。

- 2 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ
上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを
行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金
の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄

【意見書提出先】

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	殿
衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
福島労働局長	引	地	睦	夫	殿